

千葉県報

定例
令和6年8月2日

主要目次

○ 救急病院の認定	一
○ 救急病院の申出の撤回	一
○ 県営土地改良事業計画の変更(二件)	一
○ 土砂災害警戒区域の指定(四件)	二
○ 土砂災害特別警戒区域の指定(四件)	九
○ 公安委員会告示	一
○ 道路交通法に基づく駐車監視員資格者講習の実施	一
○ 警備員指導教育責任者講習の実施(二件)	九
○ 千葉県環境影響評価条例に基づく事業計画概要書の送付及び縦覧	二
○ 特定調達公告	二
○ 落札者等の公告	二

告

示

千葉県告示第三百九十八号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条に規定する医療機関として救急業務に協力する旨の申出があった次の病院を救急病院と認定した。

令和六年八月二日

千葉県知事

熊谷 俊人

名称	社会福祉法人太陽会 安房地域医療センター	所在地	館山市山本一、一五五番地	認定の有効期限	令和九年七月三十日
----	----------------------	-----	--------------	---------	-----------

千葉県告示第三百九十九号

次の病院の開設者から、救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条に規定する救急業務に協力する旨の申出の撤回があった。

令和六年八月二日

千葉県知事

熊谷 俊人

名称
医療法人社団慈心会 青山病院

所在地
船橋市市場四丁目二一番八号

千葉県告示第四百号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第一項の規定により、香取市の一部を受益地域とする県営森戸地区土地改良事業(区画整理)計画を変更した。

その関係書類は、次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更計画に不服がある場合には、同条第六項において準用する同法第八十七条第六項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に、千葉県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この変更計画については、その変更があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、千葉県を被告として(訴訟において千葉県を代表する者は千葉県知事となる。)、処分の取消しの訴えを提起することができる(なお、この変更があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内であっても、この変更の日の翌日から起算して一年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。)。ただし、前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができる。

令和六年八月二日

千葉県知事

熊谷 俊人

一 縦覧に供する書類の名称

県営森戸地区土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

令和六年八月五日から九月二日まで

三 縦覧場所

香取市役所

千葉県告示第四百一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第十六項の規定により、勝浦市の一部を受益地域とする県営名木戸地区土地改良事業(区画整理)計画を変更した。

その関係書類は、次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更計画に不服がある場合には、同条第十八項において準用する同法第八十七条第六項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に、千葉県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この変更計画については、その変更があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、千葉県を被告として(訴訟において千葉県を代表する者は千葉県知事とな

る。)、処分の取消しの訴えを提起することができる(なお、この変更があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内であっても、この変更の日の翌日から起算して一年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。)。ただし、前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができる。

令和六年八月二日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 縦覧に供する書類の名称
県営名木木戸地区土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧期間
令和六年八月五日から九月二日まで
- 三 縦覧場所
勝浦市役所

千葉県告示第四百二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

令和六年八月二日

千葉県知事 熊谷 俊人

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
三崎町五	銚子市三崎町一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
三崎町六	銚子市三崎町一丁目、三崎町二丁目及び上野町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
三崎町七	銚子市三崎町一丁目及び春日町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
三崎町八	銚子市三崎町一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
三崎町九	銚子市三崎町一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
三崎町一〇	銚子市三崎町一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
三崎町一一	銚子市三崎町一丁目及び三崎町二丁目	急傾斜地の崩壊

三崎町一二	銚子市三崎町一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
三崎町一三	銚子市三崎町一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
三崎町一四	銚子市三崎町二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
三崎町一五	銚子市三崎町二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
春日町一六	銚子市春日町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
春日町一七	銚子市春日町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
春日町一八	銚子市春日町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
春日町一九	銚子市春日町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
春日町二〇	銚子市春日町、栄町三丁目及び台町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
春日町二一	銚子市春日町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
春日町二二	銚子市春日町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
春日町二三	銚子市春日町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
前宿町三	銚子市前宿町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
西小川町七	銚子市西小川町及び台町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
西小川町八	銚子市西小川町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
南小川町四	銚子市南小川町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
南小川町五	銚子市南小川町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

<p>千葉県告示第四百三三号 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。 令和六年八月二日</p>		<p>千葉県知事 熊谷 俊人</p>	
区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	
横根三	旭市横根の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	
横根四	旭市横根の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	
横根五	旭市横根及び銚子市猿田町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	
岩井一二	旭市岩井及び清滝の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	
南堀之内一〇	旭市南堀之内の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	
清和乙四	旭市清和乙及び南堀之内の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	
名洗町六	図面に示す区域 銚子市名洗町及び西小川町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	
台町二	銚子市台町及び栄町四丁目目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	
長塚町一	銚子市長塚町四丁目及び長塚町五丁目目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	
松岸見晴台二	銚子市松岸見晴台及び松岸町四丁目目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	
東小川町二	銚子市東小川町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	
東小川町三	銚子市東小川町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び銚子土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

清和甲九	旭市清和甲の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	
清和甲一〇	旭市清和甲の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	
清和甲一一	旭市清和甲の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	
長部八	旭市長部の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	
鍋木四一	旭市鍋木の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	
鍋木四二	旭市鍋木の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	
鍋木四三	旭市鍋木の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	
鍋木四四	旭市鍋木の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	
鍋木四五	旭市鍋木の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	
鍋木四六	旭市鍋木の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	
八木三	旭市八木及び飯岡の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	
塙七	旭市塙の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	
飯岡一	旭市飯岡及び塙の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	
溝原一二	旭市溝原及びさくら台の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	
溝原一三	旭市溝原の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	
溝原一四	旭市溝原の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	
溝原一五	旭市溝原の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	

飯倉一七	飯倉一六	松山一	吉田一三	吉田一二	貝塚八	貝塚七	安久山一	木積九	木積八	木積七	大浦九	富岡四	富岡三	内山五	田久保四	大寺一二	山桑一
匝瑳市飯倉の区域のうち、次の図面に示す区域	匝瑳市飯倉の区域のうち、次の図面に示す区域	匝瑳市松山の区域のうち、次の図面に示す区域	匝瑳市吉田の区域のうち、次の図面に示す区域	匝瑳市吉田の区域のうち、次の図面に示す区域	匝瑳市貝塚の区域のうち、次の図面に示す区域	匝瑳市貝塚の区域のうち、次の図面に示す区域	匝瑳市安久山の区域のうち、次の図面に示す区域	匝瑳市木積の区域のうち、次の図面に示す区域	匝瑳市木積の区域のうち、次の図面に示す区域	匝瑳市木積の区域のうち、次の図面に示す区域	匝瑳市大浦の区域のうち、次の図面に示す区域	匝瑳市富岡及び木積の区域のうち、次の図面に示す区域	匝瑳市富岡の区域のうち、次の図面に示す区域	匝瑳市内山の区域のうち、次の図面に示す区域	匝瑳市田久保の区域のうち、次の図面に示す区域	匝瑳市大寺の区域のうち、次の図面に示す区域	匝瑳市山桑の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊							

飯倉一八	飯倉一九	飯倉二〇	飯高二一	八辺一〇
匝瑳市飯倉の区域のうち、次の図面に示す区域	匝瑳市飯倉の区域のうち、次の図面に示す区域	匝瑳市飯倉の区域のうち、次の図面に示す区域	匝瑳市飯高、加多古、片子及び公崎の区域のうち、次の図面に示す区域	匝瑳市八辺の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

〔「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び海匠土木事務所に備え置いて縦覧に供する。〕

千葉県告示第四百四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

令和六年八月二日

千葉県知事 熊谷 俊 人

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
永楽台一	柏市永楽台二丁目及び新柏三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
加賀一	柏市加賀三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
篠籠田一	柏市篠籠田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
酒井根一	柏市酒井根六丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
酒井根二	柏市酒井根六丁目、東山一丁目及び西山一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
酒井根三	柏市酒井根の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
増尾一	柏市増尾一丁目及び増尾二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

我孫子四	我孫子三	我孫子二	下ケ戸三	下ケ戸二	下ケ戸一	岡発戸二	高田一	豊四季三	豊四季二	東山三	東山二	中新宿五	中新宿二	増尾台一	増尾三	増尾二
我孫子市我孫子の区域のうち、次の図面に示す区域	我孫子市我孫子及び並木九丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	我孫子市我孫子及び並木九丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	我孫子市下ケ戸の区域のうち、次の図面に示す区域	我孫子市下ケ戸及び柴崎の区域のうち、次の図面に示す区域	我孫子市下ケ戸の区域のうち、次の図面に示す区域	我孫子市岡発戸の区域のうち、次の図面に示す区域	柏市高田の区域のうち、次の図面に示す区域	柏市豊四季の区域のうち、次の図面に示す区域	柏市豊四季の区域のうち、次の図面に示す区域	柏市東山二丁目及び酒井根の区域のうち、次の図面に示す区域	柏市東山二丁目及び酒井根の区域のうち、次の図面に示す区域	柏市中新宿三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	柏市中新宿一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	柏市増尾台二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	柏市増尾の区域のうち、次の図面に示す区域	柏市増尾及び増尾八丁目の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

区域の名称	指定の区域	自然現象の種類
我孫子五	我孫子市我孫子及び柴崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
湖北台一	我孫子市湖北台四丁目、湖北台二丁目、湖北台三丁目及び湖北台五丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
湖北台二	我孫子市湖北台七丁目、都部及び湖北台十丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
柴崎一	我孫子市柴崎、柴崎台一丁目及び天王台四丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
柴崎二	我孫子市柴崎及び北新田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
柴崎三	我孫子市柴崎及び北新田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
柴崎四	我孫子市柴崎及び北新田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
青山一	我孫子市青山及び青山台一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
青山二	我孫子市青山及び北新田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
青山三	我孫子市青山及び柴崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
南青山一	我孫子市南青山及び青山の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び柏土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

千葉県告示第四百五号
 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。
 令和六年八月二日

千葉県知事 熊谷 俊 人

松野三	勝浦市松野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
松野四	勝浦市松野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
松野五	勝浦市松野及び中倉の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
松野六	勝浦市松野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
松野七	勝浦市松野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
松野八	勝浦市松野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
松野九	勝浦市松野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
松野一〇	勝浦市松野、中倉及び芳賀の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
中倉七	勝浦市中倉及び松野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
中倉八	勝浦市中倉の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
中倉九	勝浦市中倉の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
中倉一〇	勝浦市中倉及び芳賀の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
芳賀二二	勝浦市芳賀及び蟹田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
貝掛三	勝浦市貝掛及び法花の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
貝掛四	勝浦市貝掛の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
貝掛五	勝浦市貝掛の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
貝掛六	勝浦市貝掛の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
法花一	勝浦市法花の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

法花一二	勝浦市法花の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
法花一三	勝浦市法花の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
法花一四	勝浦市法花の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
法花一五	勝浦市法花の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
法花一六	勝浦市法花の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
小羽戸二	勝浦市小羽戸の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
小羽戸三	勝浦市小羽戸の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
小羽戸四	勝浦市小羽戸の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
小羽戸五	勝浦市小羽戸の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
小羽戸六	勝浦市小羽戸の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
小羽戸七	勝浦市小羽戸の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
小羽戸八	勝浦市小羽戸の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
小羽戸九	勝浦市小羽戸の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
小羽戸一〇	勝浦市小羽戸及び大楠の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大楠一五	勝浦市大楠及び小松野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大楠一六	勝浦市大楠の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大楠一七	勝浦市大楠の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

山田六九	山田六八	杉戸七	小松野二	小松野一	大楠三〇	大楠二九	大楠二八	大楠二七	大楠二六	大楠二五	大楠二四	大楠二三	大楠二二	大楠二一	大楠二〇	大楠一九	大楠一八
いすみ市山田の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市山田の区域のうち、次の図面に示す区域	勝浦市杉戸及び松野の区域のうち、次の図面に示す区域	勝浦市小松野及び松野の区域のうち、次の図面に示す区域	勝浦市小松野及び蟹田の区域のうち、次の図面に示す区域	勝浦市大楠の区域のうち、次の図面に示す区域												
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

山田八六	山田八五	山田八四	山田八三	山田八二	山田八一	山田八〇	山田七九	山田七八	山田七七	山田七六	山田七五	山田七四	山田七三	山田七二	山田七一	山田七〇
いすみ市山田の区域のうち、次の図面に示す区域																
急傾斜地の崩壊																

高山田三五	高山田三四	高山田三三	高山田三二	高山田三一	高山田三〇	高山田二九	高山田二八	高山田二七	高山田二六	高山田二五	久保二〇	久保一九	久保一八	大野四三	大野四二	大野四一	大野四〇
夷隅郡御宿町高山田の区域のうち、 次の図面に示す区域	夷隅郡御宿町高山田の区域のうち、 次の図面に示す区域	夷隅郡御宿町高山田の区域のうち、 次の図面に示す区域	夷隅郡御宿町高山田の区域のうち、 次の図面に示す区域	夷隅郡御宿町高山田の区域のうち、 次の図面に示す区域	夷隅郡御宿町高山田の区域のうち、 次の図面に示す区域	夷隅郡御宿町高山田及び久保の区域のうち、 次の図面に示す区域	夷隅郡御宿町高山田及び久保の区域のうち、 次の図面に示す区域	夷隅郡御宿町高山田の区域のうち、 次の図面に示す区域	夷隅郡御宿町高山田の区域のうち、 次の図面に示す区域	夷隅郡御宿町高山田の区域のうち、 次の図面に示す区域	夷隅郡御宿町久保、六軒町及び新町の区域のうち、 次の図面に示す区域	夷隅郡御宿町久保の区域のうち、 次の図面に示す区域	夷隅郡御宿町久保の区域のうち、 次の図面に示す区域	いすみ市大野及び国府台の区域のうち、 次の図面に示す区域	いすみ市大野の区域のうち、 次の図面に示す区域	いすみ市大野の区域のうち、 次の図面に示す区域	いすみ市大野の区域のうち、 次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊						

新町四	上布施五〇	上布施四九	上布施四八	上布施四七	上布施四六	上布施四五	上布施四四	上布施四三	上布施四二	上布施四一	上布施四〇	上布施三九	高山田三六
夷隅郡御宿町新町の区域のうち、 次の図面に示す区域	夷隅郡御宿町上布施の区域のうち、 次の図面に示す区域	次の図面に示す区域											
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び夷隅土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

千葉県告示第四百六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

令和六年八月二日

千葉県知事

熊谷 俊 人

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するため行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
三崎町五	銚子市三崎町一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
三崎町六	銚子市三崎町一丁目、三崎町二丁目及び上野町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
三崎町七	銚子市三崎町一丁目及び春日町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
三崎町八	銚子市三崎町一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
三崎町九	銚子市三崎町一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
三崎町一〇	銚子市三崎町一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
三崎町一一	銚子市三崎町一丁目及び三崎町二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
三崎町一二	銚子市三崎町一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
三崎町一三	銚子市三崎町一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

三崎町一四	銚子市三崎町二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
三崎町一五	銚子市三崎町二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
春日町一六	銚子市春日町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
春日町一七	銚子市春日町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
春日町一八	銚子市春日町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
春日町一九	銚子市春日町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
春日町二〇	銚子市春日町、栄町三丁目及び台町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
春日町二一	銚子市春日町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
春日町二二	銚子市春日町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
春日町二三	銚子市春日町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
前宿町三	銚子市前宿町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
西小川町七	銚子市西小川町及び台町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
西小川町八	銚子市西小川町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
南小川町四	銚子市南小川町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
南小川町五	銚子市南小川町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
名洗町六	銚子市名洗町及び西小川町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び銚子土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

台町二	の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
長塚町一	銚子市長塚町四丁目及び長塚町五丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
松岸見晴台二	銚子市松岸見晴台及び松岸町四丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
東小川町二	銚子市東小川町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

千葉県告示第四百七号
 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。
 令和六年八月二日

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
横根三	旭市横根の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
横根四	旭市横根の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
横根五	旭市横根及び銚子市猿田町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
岩井二一	旭市岩井及び清滝の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

千葉県知事 熊谷 俊人

南堀之内一〇	旭市南堀之内の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
清和乙四	旭市清和乙及び南堀之内の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
清和甲九	旭市清和甲の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
清和甲一〇	旭市清和甲の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
清和甲一一	旭市清和甲の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
長部八	旭市長部の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
鐮木四一	旭市鐮木の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
鐮木四二	旭市鐮木の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
鐮木四三	旭市鐮木の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
鐮木四四	旭市鐮木の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
鐮木四五	旭市鐮木の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
鐮木四六	旭市鐮木の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
八木三	旭市八木及び飯岡の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
塙七	旭市塙の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
飯岡一	旭市飯岡及び塙の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
溝原一二	旭市溝原及びさくら台の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
溝原一三	旭市溝原の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

吉田一三	吉田一二	貝塚八	貝塚七	安久山一	木積九	木積八	木積七	大浦九	富岡四	富岡三	内山五	田久保四	大寺一二	山桑一	溝原一五	溝原一四
匝瑳市吉田の区域のうち、次の図面に示す区域	匝瑳市吉田の区域のうち、次の図面に示す区域	次の図面に示す区域	匝瑳市貝塚の区域のうち、次の図面に示す区域	匝瑳市安久山の区域のうち、次の図面に示す区域	匝瑳市木積の区域のうち、次の図面に示す区域	匝瑳市木積の区域のうち、次の図面に示す区域	匝瑳市木積の区域のうち、次の図面に示す区域	匝瑳市大浦の区域のうち、次の図面に示す区域	匝瑳市富岡及び木積の区域のうち、次の図面に示す区域	匝瑳市富岡の区域のうち、次の図面に示す区域	匝瑳市内山の区域のうち、次の図面に示す区域	匝瑳市田久保の区域のうち、次の図面に示す区域	匝瑳市大寺の区域のうち、次の図面に示す区域	匝瑳市山桑の区域のうち、次の図面に示す区域	旭市溝原の区域のうち、次の図面に示す区域	旭市溝原の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり

篠籠田一	加賀一	区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するため行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図面に示す区域	柏市加賀三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域			急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

千葉県告示第四百八号
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。
令和六年八月二日

千葉県知事 熊谷 俊人

八辺一〇	飯高二一	飯倉二〇	飯倉一九	飯倉一八	飯倉一七	飯倉一六	松山一
匝瑳市八辺の区域のうち、次の図面に示す区域	匝瑳市飯高、加多古、片子及び公崎の区域のうち、次の図面に示す区域	匝瑳市飯倉の区域のうち、次の図面に示す区域	匝瑳市飯倉の区域のうち、次の図面に示す区域	匝瑳市飯倉の区域のうち、次の図面に示す区域	匝瑳市飯倉の区域のうち、次の図面に示す区域	匝瑳市飯倉の区域のうち、次の図面に示す区域	匝瑳市松山の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり

（「一次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び海匠土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

酒井根一	酒井根二	酒井根三	増尾一	増尾二	増尾三	増尾台一	中新宿五	東山二	東山三	豊四季二	高田一	岡発戸二	下ケ戸一	下ケ戸二
柏市酒井根六丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	柏市酒井根六丁目、東山一丁目及び西山一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	柏市酒井根の区域のうち、次の図面に示す区域	柏市増尾一丁目及び増尾二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	柏市増尾及び増尾八丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	柏市増尾の区域のうち、次の図面に示す区域	柏市増尾台二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	柏市中新宿三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	柏市東山二丁目及び酒井根の区域のうち、次の図面に示す区域	柏市東山二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	柏市豊四季の区域のうち、次の図面に示す区域	柏市高田の区域のうち、次の図面に示す区域	我孫子市岡発戸の区域のうち、次の図面に示す区域	我孫子市下ケ戸の区域のうち、次の図面に示す区域	我孫子市下ケ戸及び柴崎の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり

下ケ戸三	我孫子二	我孫子三	我孫子四	我孫子五	湖北台一	湖北台二	柴崎二	柴崎三	柴崎四	青山一	青山三
我孫子市下ケ戸の区域のうち、次の図面に示す区域	我孫子市我孫子及び並木九丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	我孫子市我孫子及び並木九丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	我孫子市我孫子の区域のうち、次の図面に示す区域	我孫子市我孫子及び柴崎の区域のうち、次の図面に示す区域	我孫子市湖北台四丁目、湖北台二丁目、湖北台三丁目及び湖北台五丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	我孫子市湖北台七丁目、都部及び湖北台十丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	我孫子市柴崎及び北新田の区域のうち、次の図面に示す区域	我孫子市柴崎及び北新田の区域のうち、次の図面に示す区域	我孫子市柴崎及び北新田の区域のうち、次の図面に示す区域	我孫子市青山及び青山台一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	我孫子市青山及び柴崎の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり

(「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び柏土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

千葉県告示第四百九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。
令和六年八月二日

千葉県知事 熊谷 俊 人

中倉八	勝浦市中倉の区域のうち、	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
中倉七	勝浦市中倉及び松野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
松野一〇	勝浦市松野、中倉及び芳賀の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
松野九	勝浦市松野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
松野八	勝浦市松野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
松野七	勝浦市松野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
松野六	勝浦市松野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
松野五	勝浦市松野及び中倉の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
松野四	勝浦市松野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
松野三	勝浦市松野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

中倉九	勝浦市中倉の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
中倉一〇	勝浦市中倉及び芳賀の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
芳賀二二	勝浦市芳賀及び蟹田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
貝掛三	勝浦市貝掛及び法花の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
貝掛四	勝浦市貝掛の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
貝掛五	勝浦市貝掛の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
貝掛六	勝浦市貝掛の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
法花一一	勝浦市法花の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
法花一二	勝浦市法花の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
法花一三	勝浦市法花の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
法花一四	勝浦市法花の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
法花一五	勝浦市法花の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
法花一六	勝浦市法花の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
小羽戸二	勝浦市小羽戸の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
小羽戸三	勝浦市小羽戸の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
小羽戸四	勝浦市小羽戸の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

大楠二四	大楠二三	大楠二二	大楠二一	大楠二〇	大楠一九	大楠一八	大楠一七	大楠一六	大楠一五	小羽戸一〇	小羽戸九	小羽戸八	小羽戸七	小羽戸六	小羽戸五
次の図面に示す区域	勝浦市大楠の区域のうち、次の図面に示す区域	勝浦市大楠及び小松野の区域のうち、次の図面に示す区域	勝浦市小羽戸及び大楠の区域のうち、次の図面に示す区域	勝浦市小羽戸の区域のうち、次の図面に示す区域	勝浦市小羽戸の区域のうち、次の図面に示す区域	勝浦市小羽戸の区域のうち、次の図面に示す区域	勝浦市小羽戸の区域のうち、次の図面に示す区域	勝浦市小羽戸の区域のうち、次の図面に示す区域							
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり

山田七四	山田七三	山田七二	山田七一	山田七〇	山田六九	山田六八	杉戸七	小松野二	小松野一	大楠三〇	大楠二九	大楠二八	大楠二七	大楠二六	大楠二五
ち、次の図面に示す区域	いすみ市山田の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市山田の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市山田の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市山田の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市山田の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市山田の区域のうち、次の図面に示す区域	勝浦市杉戸及び松野の区域のうち、次の図面に示す区域	勝浦市小松野及び松野の区域のうち、次の図面に示す区域	勝浦市小松野及び蟹田の区域のうち、次の図面に示す区域	勝浦市大楠の区域のうち、次の図面に示す区域	勝浦市大楠の区域のうち、次の図面に示す区域	勝浦市大楠の区域のうち、次の図面に示す区域	勝浦市大楠の区域のうち、次の図面に示す区域	勝浦市大楠の区域のうち、次の図面に示す区域	勝浦市大楠の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり

大野二九	いすみ市大野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大野三〇	いすみ市大野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大野三一	いすみ市大野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大野三二	いすみ市大野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大野三三	いすみ市大野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大野三四	いすみ市大野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大野三五	いすみ市大野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大野三六	いすみ市大野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大野三七	いすみ市大野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大野三八	いすみ市大野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大野三九	いすみ市大野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大野四〇	いすみ市大野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大野四一	いすみ市大野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大野四二	いすみ市大野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大野四三	いすみ市大野及び国府台の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
久保一八	夷隅郡御宿町久保の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
久保一九	夷隅郡御宿町久保の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
久保二〇	夷隅郡御宿町久保、六軒町及び新町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
高山田二五	夷隅郡御宿町高山田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
高山田二六	夷隅郡御宿町高山田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
高山田二七	夷隅郡御宿町高山田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
高山田二八	夷隅郡御宿町高山田及び久保の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
高山田二九	夷隅郡御宿町高山田及び久保の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
高山田三〇	夷隅郡御宿町高山田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
高山田三一	夷隅郡御宿町高山田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
高山田三二	夷隅郡御宿町高山田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
高山田三三	夷隅郡御宿町高山田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
高山田三四	夷隅郡御宿町高山田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
高山田三五	夷隅郡御宿町高山田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

上布施三九	域 夷隅郡御宿町上布施の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
上布施四〇	域 夷隅郡御宿町上布施の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
上布施四一	域 夷隅郡御宿町上布施の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
上布施四二	域 夷隅郡御宿町上布施の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
上布施四三	域 夷隅郡御宿町上布施の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
上布施四四	域 夷隅郡御宿町上布施の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
上布施四五	域 夷隅郡御宿町上布施の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
上布施四六	域 夷隅郡御宿町上布施の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
上布施四七	域 夷隅郡御宿町上布施の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
上布施四八	域 夷隅郡御宿町上布施の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
上布施四九	域 夷隅郡御宿町上布施の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
上布施五〇	域 夷隅郡御宿町上布施の区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

新町四	域 夷隅郡御宿町新町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
-----	-------------------------------	---------	----------

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び夷隅土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

公安委員会告示

千葉県公安委員会告示第33号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の13第1項第1号イの規定による駐車監視員資格者講習を次のとおり実施する。

令和6年8月2日

千葉県公安委員長 佐久間 英利

1 講習及び修了検査の期日及び時間

(1) 講習

令和6年11月21日（木曜日）及び22日（金曜日）の午前9時15分から午後

6時まで

(2) 修了検査

令和6年11月29日（金曜日）の午前9時30分から午前10時30分まで

2 講習及び修了検査の場所

千葉市中央区中央四丁目13番10号 千葉県教育会館303会議室

3 受講定員

100人

4 受講申込手続等

(1) 受講申出手続

ア 受講申出手続

受講を希望する者（以下「受講希望者」という。）は、住所、氏名、電話番号及び受講を希望する旨並びに返信部に宛先を明記した往復葉書により、令和6年9月13日（金曜日）までに申し出ること（同日までに到着したものに限り有効とする。）。ただし、申出期間中であっても、受講希望者が受講定員になり次第締め切るものとする。

イ 受講申出先

千葉市中央区長洲一丁目9番1号 千葉県警察本部交通部交通指導課駐車対策セ

ンター

(2) 受講者決定通知

受講申出の受付期間終了後、千葉県公安委員会が受講者を決定し、受講希望者に対

<p>し受講者決定通知を行う。</p> <p>(3) 受講申込手続</p> <p>ア 受講申込手続 受講者として決定された者は、駐車監視員資格者講習受講申込書及び注意事項確認書を提出すること。 なお、郵便及び信書便により送付する方法による申込みは、受け付けない。</p> <p>イ 受講申込書受付期間等 令和 6 年 10 月 4 日 (金曜日) から 25 日 (金曜日) まで (千葉県県の休日に関する条例 (平成元年千葉県条例第 1 号) 第 1 条に規定する県の休日を除く。) の午前 9 時から午後 3 時 30 分まで</p> <p>ウ 受講申込書の提出先 千葉県中央区長洲一丁目 9 番 1 号 千葉県警察本部交通部交通指導課駐車対策センター</p> <p>(4) 受講手数料等</p> <p>ア 受講手数料 20,000 円</p> <p>イ 納入時期及び納入方法 駐車監視員資格者講習受講申込書の提出時に納入することとし、その詳細については、千葉県警察本部のホームページ等に記載する。</p> <p>5 講習及び修了審査に関する問合せ先 千葉県警察本部交通部交通指導課駐車対策センター 電話 043 (201) 0110</p> <p>千葉県公安委員会告示第 34 号 警備業法 (昭和 47 年法律第 117 号。以下「法」という。) 第 22 条第 2 項第 1 号の規定による警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。 令和 6 年 8 月 2 日</p> <p>千葉県公安委員会委員長 佐久間 英 利</p> <p>1 講習に係る警備業務の区分 法第 2 条第 1 項第 2 号に規定する警備業務 (以下「2 号警備業務」という。) に係る講習</p> <p>2 講習の期日及び時間 令和 6 年 10 月 1 日 (火曜日) から 8 日 (火曜日) まで (千葉県の休日に関する条例 (平成元年千葉県条例第 1 号) 第 1 条に規定する県の休日を除く。) の午前 9 時から午後 5 時まで</p> <p>3 講習の場所 千葉市中央区新田町 4 番 22 号 サンプライト 7 階</p>	<p>4 受講対象者</p> <p>(1) 最近 5 年間に 2 号警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者</p> <p>(2) 警備員等の検定等に関する規則 (平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号。以下「規則」という。) 第 4 条に規定する 1 級の検定 (2 号警備業務に係るものに限る。) に係る法第 23 条第 4 項の合格証明書 (以下「合格証明書」という。) の交付を受けている者</p> <p>(3) 規則第 4 条に規定する 2 級の検定 (2 号警備業務に係るものに限る。) に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して 1 年以上 2 号警備業務に従事しているもの</p> <p>(4) 規則附則第 3 条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則 (昭和 61 年国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧規則」という。) 第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定 (2 号警備業務に係るものに限る。) に係る旧規則第 8 条の合格証 (以下「合格証」という。) の交付を受けている者</p> <p>(5) 旧規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定 (2 号警備業務に係るものに限る。) に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して 1 年以上 2 号警備業務に従事しているもの</p> <p>5 受講定員 40 人</p> <p>6 講習業務の委託 講習業務は、一般社団法人千葉県警備業協会に委託して実施する。</p> <p>7 受講申込手続等</p> <p>(1) 受講申込手続 ア 申込方法 受講を希望する者 (以下「受講希望者」という。) は、千葉県内の各警察署に備付けの受講申込票に必要事項を記入し、最寄りの警察署 (千葉県以外に住所を有する者にあつては、千葉県内の最寄りの警察署) に提出すること。 なお、郵便又は信書便により送付する方法による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。</p> <p>イ 受講申込票受付期間等 令和 6 年 8 月 19 日 (月曜日) から 23 日 (金曜日) までの午前 9 時から午後 4 時まで</p> <p>(2) 受講者決定通知 受講申込票の受付期間終了後、千葉県公安委員会が受講者を決定し、受講申込票を受理した警察署を経由して受講希望者に対し受講者決定通知を行う。 なお、受講希望者が受講定員を超過した場合は、抽選により受講者を決定する。</p> <p>(3) 受講手続等</p>
---	--

<p>ア 受講手続 受講者として決定された者は、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）別記様式第1号の受講申込書に必要事項を記入し、添付書類とともに受講申込票を提出した警察署へ提出すること。</p> <p>イ 受講申込書受付期間等 令和6年9月9日（月曜日）から13日（金曜日）までの午前9時から午後4時まで</p> <p>ウ 添付書類 （ア）4（1）に該当する者 2号警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書 （イ）4（2）に該当する者 合格証明書の写し （ウ）4（3）に該当する者 合格証明書の写し及び警備業務従事証明書 （エ）4（4）に該当する者 合格証の写し （オ）4（5）に該当する者 合格証の写し及び警備業務従事証明書 （4）受講手数料等 ア 受講手数料 38,000円 イ 納入方法 受講申込書提出時に納入することとし、その詳細については、千葉県警察本部のホームページ等に記載する。 なお、既納の受講手数料は、還付しない。</p> <p>8 講習に関する問合せ先 千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043（201）0110</p> <p>千葉県公安委員会告示第35号 警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。 令和6年8月2日</p> <p>千葉県公安委員長 佐久間 英 利</p> <p>1 講習に係る警備業務の区分</p>	<p>法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「2号警備業務」という。）に係る講習</p> <p>2 講習の期日及び時間 令和6年10月4日（金曜日）の午後1時から午後5時まで並びに同月7日（月曜日）及び8日（火曜日）の午前9時から午後5時まで</p> <p>3 講習の場所 千葉市中央区新田町4番22号 サンプライト7階</p> <p>4 受講対象者 2号警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けている者であつて、次のいずれかに該当するもの （1）最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者 （2）警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（2号警備業務に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者 （3）検定規則第4条に規定する2級の検定（2号警備業務に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの （4）検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（2号警備業務に係るものに限る。）に係る旧検定規則第8条の合格証（以下「合格証」という。）の交付を受けている者 （5）旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（2号警備業務に係るものに限る。）に係る合格証の交付を受けている警備員であつて、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの</p> <p>5 受講定員 20人</p> <p>6 講習業務の委託 講習業務は、一般社団法人千葉県警備業協会に委託して実施する。</p> <p>7 受講申込手続等 （1）受講申込手続 ア 申込方法 受講を希望する者（以下「受講希望者」という。）は、千葉県内の各警察署に備</p>
---	---

<p>付けの受講申込票に必要事項を記入し、最寄りの警察署（千葉県以外に住所を有する者にあつては、千葉県内の最寄りの警察署）に提出すること。 なお、郵便又は信書便により送付する方法による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。</p> <p>イ 受講申込書受付期間等 令和6年8月19日（月曜日）から23日（金曜日）までの午前9時から午後4時まで</p> <p>(2) 受講者決定通知 受講申込書の受付期間終了後、千葉県公安委員会が受講者を決定し、受講申込票を受理した警察署を経由して受講希望者に対し受講者決定通知を行う。 なお、受講希望者が受講定員を超過した場合は、抽選により受講者を決定する。</p> <p>(3) 受講手続等 ア 受講手続 受講者として決定された者は、講習規則別記様式第1号の受講申込書に必要事項を記入し、添付書類とともに受講申込票を提出した警察署へ提出すること。 イ 受講申込書受付期間等 令和6年9月9日（月曜日）から13日（金曜日）までの午前9時から午後4時まで</p> <p>ウ 添付書類 (ア) 4 (1) に該当する者 2号警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）、履歴書及び指導教育責任者資格者証等の写し</p> <p>(イ) 4 (2) に該当する者 合格証明書の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し</p> <p>(ウ) 4 (3) に該当する者 合格証明書の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し</p> <p>(エ) 4 (4) に該当する者 合格証の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し</p> <p>(オ) 4 (5) に該当する者 合格証の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し</p> <p>(4) 受講手数料等 ア 受講手数料 14,000円 イ 納入方法 受講申込書提出時に納入することとし、その詳細については、千葉県警察本部の</p>	<p>ホームページ等に記載する。 なお、既納の受講手数料は、還付しない。</p> <p>8 講習に関する問合せ先 千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043(201)0110</p>
<p>令和6年8月2日(金曜日)</p>	<p>公 告</p> <p>千葉県環境影響評価条例に基づく事業計画概要書の送付及び縦覧 千葉県環境影響評価条例（平成十年千葉県条例第二十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり事業計画概要書の送付があった。</p> <p>その関係図書は、千葉県環境生活部環境政策課並びに市原市環境部クリーン推進課、市原市役所南総支所及び市原市福増クリーンセンターにおいて、令和六年八月二日から、当該事業に関し事業者から送付され縦覧する環境影響評価方法書の縦覧期間の初日の前日まで縦覧に供する。</p> <p>令和六年八月二日</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊 人</p> <p>一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 市原市 市原市長 小出譲治 市原市国分寺台中央一丁目一番地一</p> <p>二 対象事業の名称及び種類 福増クリーンセンター一般廃棄物処理施設更新事業 廃棄物焼却等施設の新設</p> <p>三 対象事業が実施されるべき区域 市原市福増一四番地二</p> <p>四 事業計画概要書の送付年月日 令和六年七月四日</p>
<p>合格証明書の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し</p> <p>合格証明書の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し</p> <p>合格証の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し</p> <p>合格証の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し</p> <p>受講手数料 14,000円</p> <p>納入方法 受講申込書提出時に納入することとし、その詳細については、千葉県警察本部の</p>	<p>特 定 調 達 公 告</p> <p>「この特定調達公告は、競争入札公告とは、電子入札に基いて、競争入札に代る競争入札の運用を受けることとなる。」</p> <p>落札者等の公告 次のとおり落札者等について公告する。 令和6年8月2日</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊 人</p> <p>【掲載順序】 ①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項</p>

令和6年8月2日(金曜日)

報

県

株

千

第13961号

<p>その1</p> <p>①男性警察官用冬合ワイシャツほか15品目 予定数量 男性警察官用冬合ワイシャツ4,064着 男性警察官用夏服上衣(長袖)3,791着 男性警察官用夏服上衣(半袖)947着 男性警察官用合ネクタイ1,209本 男性警察官用手袋5,838双 男性警察官用靴下(合・冬)1,056足 男性警察官用靴下(夏)528足 女性警察官用冬合ワイシャツ687着 女性警察官用夏服上衣(長袖)643着 女性警察官用夏服上衣(長袖・フラスナー付き)101着 女性警察官用夏服上衣(半袖)131着 女性警察官用夏服上衣(半袖・フラスナー付き)5着 女性警察官用合ネクタイ260本 女性警察官用手袋764双 女性警察官用靴下(合・冬)200足 女性警察官用靴下(夏)100足 ②千葉県警察本部総務部会計課 千葉市中央区長洲一丁目9番1号 ③令和6年6月20日 ④株式会社東武百貨店 東京都豊島区西池袋一丁目1番25号 ⑤99,463,897円 ⑥一般競争入札 ⑦令和6年5月10日</p> <p>その2</p> <p>①男性警察官用防寒服I種上衣(ほか)15品目 予定数量 男性警察官用防寒服I種上衣293着 男性警察官用防寒服II種上衣558着 男性警察官用防寒服II種下衣435着 男性警察官用防寒服II種下衣(ベルト通し付き)106着 男性警察官用雨衣I種上衣1,381着 男性警察官用雨衣I種下衣1,378着 男性警察官用校内服407着 男性警察官用校内服帽子407個 女性警察官用防寒服I種上衣20着 女性警察官用防寒服II種上衣91着 女性警察官用防寒服II種下衣86着 女性警察官用防寒服II種下衣(ベルト通し付き)11着 女性警察官用雨衣I種上衣166着 女性警察官用雨衣I種下衣175着 女性警察官用校内服100着 女性警察官用校内服帽子100個 ②千葉県警察本部総務部会計課 千葉市中央区長洲一丁目9番1号 ③令和6年6月26日 ④株式会社サカエ商店 千葉市中央区長洲一丁目10番4号 ⑤76,437,361円 ⑥一般競争入札 ⑦令和6年5月14日</p>	
--	--

購読料 本号 一部 六六円

発行者 千葉市中央区市場町一番一号 千葉県 購読申込先 ○四三(二二三)二六五八